

「第7期大分市障がい福祉計画・第3期大分市障がい児福祉計画（案）」の
市民意見公募において寄せられた意見等の概要とそれに対する本市の考え方

意見提出期間：令和5年12月15日（金）～令和6年1月15日（月）

意見提出者数： 3名

意見件数： 4件

番号	意見の概要	意見に対する本市の考え方
1 2	<p>放課後等デイサービスにおける利用者負担額について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用における所得制限をなくしてほしい。 ・福岡市が令和6年1月から障がいのある子どもが利用する放課後等デイサービスにおける利用者負担額を軽減します。大分市でも障害者を支援するため利用者の負担軽減をしてほしい。 	<p>放課後等デイサービスをはじめとした障害福祉サービス等については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づいて、費用の9割を国・県・市が負担し、1割を利用者が支払うことになっています。ただし、所得に応じて負担上限月額が設定され、一月の利用したサービス量にかかわらず、経済的負担が重ならないようになっています。</p> <p>また、同一世帯に障がい児等が複数いる場合でも、合算した負担額が一人分の負担額と同様になるよう高額障害福祉サービス費の支給を行っています。</p> <p>さらに、放課後等デイサービスは対象外ですが、国の幼児教育・保育施設の無償化に伴い、5歳までの障がい児等については、自己負担なく利用できるよう各種措置を講じているところです。</p> <p>本市独自に負担軽減を行うことは、今後の他都市等の状況を勘案しながら検討していく上での貴重なご意見として参考とさせていただきます。</p>
3	<p>大分市のホームページについて 福祉事業所の一覧があるが、そのページの情報だけではわかりにくい。 子どもの福祉事業所を探す際、一覧を探しても、事業所の詳細な情報やその事業所のホームページが分からず、探す労力が大変と言われる。</p> <p>住んでいる地域の事業所を探す方が多いことから、事業所の場所、情報、空き状況等利用される方目線での優しくわかりやすいユニバーサルデザインのホームページにならないか。</p>	<p>本市のホームページでは事業所の一覧だけでなく、保護者の方が事業所を探す際の参考となるよう、放課後等デイサービス及び児童発達支援事業所にも協力いただき、「開所日」「サービス提供時間」「送迎の有無」等の情報に加え、各事業所のホームページアドレスを掲載しているところです。</p> <p>いただいたご意見等も参考にしながら、今後も保護者等の負担軽減を踏まえた分かりやすいホームページの作成に努めてまいります。</p>

番号	意見の概要	意見に対する本市の考え方
4	<p>計画内に「障害」「障がい」と「害」の表記に漢字と平仮名が混在している。漢字の「害」は印象が悪いため、「障がい」と平仮名表記で統一してほしい。</p>	<p>大分県では、従来、「障害」と表記していたものについて、法律名、団体名等のような固有の名称を除き、公文書、広報等において可能なものから、平仮名表記としており、本計画におきましてもそれに準じて固有の名称を除き、平仮名表記で統一しております。</p> <p>こうしたことから、本計画の名称におきましても「害」の漢字を平仮名表記としています。</p> <p>今後も、「障害者総合支援法」等の国が定める法律名称を含め、法令に示される固有名称等を除き、可能なものから順次、平仮名表記で対応いたしたいと考えております。</p>